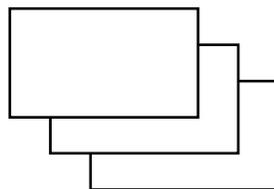


Rising Sun text

民法 -Civil law-

第四編 債權總論・各論

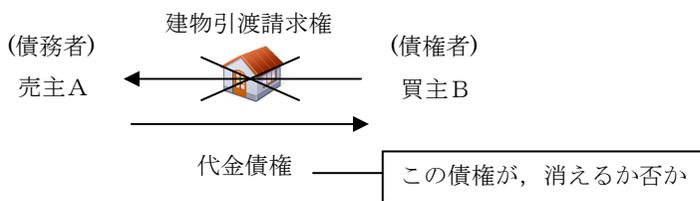


2 危険負担

(1) 意義

危険負担とは、双務契約成立後、一方の債務が債務者の責めに帰することができない事由によって履行不能となった場合、他方の債務も当然に消滅するか否か、という存続上の牽連関係の問題である。

たとえば、売主Aと買主Bで建物売買契約を締結後、引渡しまでの間に地震により建物が滅失した場合、買主の引渡し請求権が履行不能となる。



売主Aは、売買代金の請求を、買主Bは、建物が滅失した以上、売買代金の支払いの拒絶を主張するのが通常であるが、どちらかが建物滅失によるリスクを負担せざるを得ない。

そこで、消滅した建物引渡し債権に着目し、買主B（債権者）が負担を受任することを債権者主義、売主A（債務者）が負担を受任することを債務者主義という。

本事例の場合、代金債権は存続し、売主Aは買主Bに対して建物の売買代金を請求することができることになる（534）。

(2) 債務者主義と債権者主義

		債権者に帰責性		債務者に帰責性 あり
		なし	あり	
原則		債務者主義 (536 I)	債権者主義 (536 II)	債務不履行
特定物債権・不特定物 債権特定後		債権者主義 (534)	債権者主義 (536 II)	
停止条件付き 双務契約（条件 の成否未定の 間に目的物が 滅失・損傷した 場合）	滅失	債務者主義 (535 I)	債権者主義 (536 II)	
	損傷	債権者主義 (535 II)	債権者主義 (536 II)	

⇒ 危険負担は任意規定であり、特約で債権者主義を排除することも可能である。

1-15
8-8

(3) 物権変動が不完全な場合の危険負担

特定物売買における危険負担は、債権者主義が適用されるのが原則であるが、①二重譲渡、②他人物売買においては、債務者主義が適用される（通説）。これは、所有権が確定的に帰属したとはいえない状況においては、売主が危険を負担すべきといえるからである。

《重要判例》

- ・ 履行不能を生じさせたのと同じ原因によって、債務者が履行の目的物の代償と考えられる利益を取得した場合は、債権者は債務者に履行不能により債権者が被った被害の限度において、その利益の償還を請求できる（最判昭 41.12.23）。 8-8

【Asakura ミニмумテキスト】

※旧ライジングサンテキスト (計 1,235 ページ)

『ミニмумコンプリート基本講座』『択一で逃げ切る講座』共通して使用

民法 275 ページ

不動産登記法 243 ページ

会社法・商業登記法 190 ページ

憲法 98 ページ

刑法 100 ページ

民事訴訟法 93 ページ

民事執行法 38 ページ

民事保全法 20 ページ

供託法 43 ページ

司法書士法 17 ページ

本年度 (H27) テキスト+過去問で **午前 31 問・午後択一 30 問** 網羅！

※昨年度 (H26) の実績、**午前 31 問 (+5 問)、午後 28 問 (+4 問)**